

北庄内合併協議会資料(行財政システムに関する小委員会資料)

協定項目9	地域審議会等の取扱いについて
調整方針(案)	改正地方自治法第202条の4から第202条の8まで、及び合併特例法第5条の4の趣旨にのっとり、住民の意向を行政に十分に反映するとともに、住民と行政との連携と協働の強化を図りながらコミュニティの育成強化を図ることを目的とする地域協議会を、八幡町、松山町及び平田町の区域を対象として新市の条例により設置する。

地域審議会等の取扱い 調整案	備考
<p>1 名称 「 地域協議会」</p> <p>2 設置目的 改正地方自治法第202条の4から第202条の8まで、及び合併特例法第5条の4の趣旨にのっとり、住民の意向を行政に十分に反映するとともに、住民と行政との連携と協働の強化を図りながらコミュニティの育成強化を図ることを目的とする。</p> <p>3 設置根拠 新市条例により設置する。</p> <p>4 設置期間 期限は特に設けない。</p> <p>5 組織体制 委員数は15名程度とし、自治会、PTA、各種団体等の地域住民の中から市長が委嘱する。なお、委員は、支所長が地域の意見を聞いて市長に内申するものとする。</p> <p>6 委員身分 新市の非常勤特別職とする。</p> <p>7 報酬 報酬は年額とし、その額は2万円程度とする。</p> <p>8 所掌事務 (1) 市長等の諮問に応じて審議し、意見を述べること 新市建設計画の変更に関する事項 その他市長が必要と認める事項 (2) 協議し、市長に意見を述べること 地域内振興に関すること 地域づくり予算に関すること 地域内コミュニティ組織の育成・強化に関すること その他必要と認めること (3) 前2項の意見に対して、市長は必要があると認めるときは、適切な措置を講じる。</p> <p>9 支所との関わり 支所の所掌事務に関する予算(地域づくりのためのソフト事業等に関する予算)を支所が要求する際には、地域協議会の意見を踏まえるものとする。 また、地域協議会運営経費を一定額確保する。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> </div>	<p>(1) 条例案は、合併までに調製する。</p> <p>(2) 酒田市の区域においては、コミュニティ組織が機能しているため設置しない。</p>

北庄内合併協議会資料（行財政システムに関する小委員会資料）

協定項目 9	地域審議会等の取扱いについて
調整方針（案）	改正地方自治法第202条の4から第202条の8まで、及び合併特例法第5条の4の趣旨にのっとり、住民の意向を行政に十分に反映するとともに、住民と行政との連携と協働の強化を図りながらコミュニティの育成強化を図ることを目的とする地域協議会を、八幡町、松山町及び平田町の区域を対象として新市の条例により設置する。

参 考 法 令 抜 粋

改正地方自治法

（地域自治区の設置）

- 第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。
- 2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。
- 3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもって充てる。
- 4 第4条第2項の規定は第2項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第175条第2項の規定は前項の事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

- 第202条の5 地域自治区に、地域協議会を置く。
- 2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。
- 3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては地域協議会の構成員が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 4 地域協議会の構成員の任期は、4年以内において条例で定める期間とする。
- 5 第203条第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

- 第202条の6 地域協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。
- 3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会構成員の任期による。
- 4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。
- 5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（地域協議会の権限）

- 第202条の7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。
- 一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - 三 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市町村は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長その他の市町村の機関は、前2項の意見を勧告し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

（地域協議会の組織及び運営）

- 第202条の8 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

合併特例法

（地域審議会）

- 第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。
- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。